

運動療法機能訓練技能講習会に関する規程

1 目的

理学療法士以外の理学療法従事者であって、医師の指示のもとに、運動療法・機能訓練等のリハビリテーション業務に従事する者に対し、知識・技術を習得させるために講習会を実施し、もって国民の保健・医療・介護、及び福祉の領域におけるマンパワーとしての活用を図るとともに、運動療法等を実施する施設における資質の高い経験ある従事者としての役割を確立することを目的とする。

2 指導及び後援団体

厚生労働省の指導監督のもとに、関係医学会の後援を受けて、公益社団法人全国病院理学療法協会が実施する。

講習会開催に際しては、その都度、以下の団体を中心に指導及び後援を依頼する。

厚生労働省 日本医師会 日本病院会
日本整形外科学会 日本リハビリテーション医学会
日本臨床整形外科学会 日本運動器科学会

3 受講者対象者

マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師・看護師・准看護師等の免許を有し、以下の施設で理学療法等に従事する者を対象とする。

- (1) 病院・診療所、その他の施設において、医師の指示のもとに、運動療法・機能訓練等のリハビリテーション業務に従事する者。
- (2) 介護保険施設・ケアハウス又は介護保険に係る支援事業所・居宅サービス事業所、その他の福祉施設等で、運動療法・機能訓練等の企画立案、及び業務に従事する者。

4 講習内容

- (1) 講習は講義・実技及び課題学習によって行う。
- (2) 講習時間は講義・実技及び課題学習の総計 200 単位（I 単位 45 分）とする。
- (3) 講習カリキュラムは別紙のとおりとする。

5 講習会の運営

- (1) 講習会は協会本部が主催し、統括する。
- (2) 協会本部・地方会（支部）に実行委員会を設置する。
- (3) 本部実行委員会は、実施細目及び認定試験に係る検討、並びに実施計画

の承認、その他、講習会全般を管理・運営する。

- (4) 地方会（支部）実行委員会は、承認された実施計画に基づき講習会を実施する。

6 実施方法

- (1) 実施期間は、年度内に開講し、その年度内に終了する。
(2) 開催日は原則として、土曜日・日曜日・祝祭日をあてる。

7 実施費用

実施費用は原則として受益者負担とし、本協会及び実施地方会（支部）の責任のもとに実施する。

- (1) 受講料（地域格差の生じる場合は事前に協会本部の承認を得る）
- | | |
|---------------|-----------|
| ① 会 員 | 100,000 円 |
| ② 会員以外の者（非会員） | 180,000 円 |
- (2) 認定試験 受験料
- | | |
|---------------|----------|
| ① 会 員 | 免 除 |
| ② 会員以外の者（非会員） | 20,000 円 |

8 講習会の終了と認定試験及び技能認定登録制度への登録

- (ア) 講習会終了時において、200 単位の 8 割以上を受講した者には修了証を交付する。
(イ) 修了証の交付を受けた者には認定試験を実施し、合格者には「合格証」を交付する。
(ウ) 認定試験実施日は、毎年、2 月の第 2 日曜日を原則とする。
(エ) 認定試験の実施については別に定める。
(オ) 認定試験に合格した者は、技能認定登録制度に登録することができる。
(カ) 技能認定登録制度については別に規定する。

9 規程の改廃

この規程の改廃は理事会において行いう。

付則 この規程は平成 18 年 7 月より施行する。

平成 19 年 5 月 18 日 認定試験日の変更

平成 21 年 5 月 15 日 認定試験規程について追記

平成 23 年 5 月 19 日 受講料・及び規程の改廃を理事会に変更

平成 24 年 4 月 1 日 公益法人への移行に伴う文言の変更、及び福祉用具専門相談員補習講習修了による時間数の変更

平成 28 年 3 月 6 日 支部を地方会（支部）に変更
200 時間を 200 単位に変更